姶良市告示第429号

　姶良市公用車有料広告掲載取扱要綱を次のように定める。

　　令和３年９月６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　姶良市長　　湯元　敏浩

姶良市公用車有料広告掲載取扱要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、姶良市有料広告掲載規則（平成22年姶良市規則第12号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき姶良市が所有する公用車（以下「公用車」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取り扱いに関し姶良市有料広告掲載基準（平成23年姶良市訓令第３号。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（広告掲載車両及び料金）

第２条　広告は、市長が指定した公用車に掲載する。

２　広告の掲載箇所、規格等は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| タイプ | 掲載箇所 | 規　　格 |
| Ａ | 側面（２面） | 縦30㎝×横50㎝ |
| 後部（１面） | 縦10㎝×横50㎝ |
| Ｂ | 側面（２面） | 縦30㎝×横50㎝ |

３　公用車1台当たりの広告掲載料は、月額3,000円に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額（加えて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加えた額とする。

　（広告掲載の基準）

第３条　広告は、掲載基準に適合するものでなければならない。

２　前項に定めるもののほか、内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

　⑴　交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれがあるもの

　⑵　公用車の運行上の支障となるおそれのあるもの

　（台数の制限）

第４条　同一の者が同一の時期に広告を掲載することができる公用車の台数は、原則５台までとする。

　（広告の掲載期間）

第５条　広告の掲載期間は、月単位で設定するものとし、最長で１年間までとする。ただし、他に応募がない場合には、更新できるものとする。

２　前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業並びに法令等の規定に基づく当該車両の定期検査に係る期間を含むものとする。

３　広告掲載の開始日及び終了日は広告主（規則第２条第３項の「広告主」をいう。以下同じ。）と姶良市が協議し、定めるものとする。

　（広告主の募集）

第６条　広告主の募集は、必要に応じて随時行うことができるものとする。

２　市長は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

（広告の申込み）

第７条　広告の掲載の申込みは、姶良市公用車有料広告掲載申込書（様式第１号）に、掲載しようとする広告の原稿（Ａ４及び電子データ）その他市長が別に指定する書類を添えて行うものとする。

（広告掲載の決定）

第８条　市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、規則第６条に規定する姶良市有料広告掲載審査委員会にてその内容を審査し、広告の掲載の可否を決定する。

２　前項の場合において、掲載基準に適合する広告に係る申込みの数が募集した広告の数を超えるときは、先着順により掲載する広告を決定するものとする。ただし、申込みが同日の場合には、抽選により決定するものとする。

３　審査の結果は、姶良市公用車有料広告掲載決定（不決定）通知書（様式第２号）により広告主に通知する。

（広告の掲載方法等）

第９条　広告主は、市長の指定する仕様に従い、広告主の負担において広告物を作成し、車両に貼付け及び撤去するものとする。

２　広告は、市長の指定する位置に掲載することとし、その掲載方法は、広告内容を表示したマグネットシート（以下「広告物」という。）の貼付によるものとし、車両運行上支障にならないものとする。

３　広告主は、掲載しようとする広告物に広告である旨の記載をするものとする。

４　広告物の材質は、広告掲載期間中において車体から剥離しないものであって、広告を撤去する際に車体の剥離又は劣化が生じないものとする。

５　広告掲載者は、広告の掲載及び撤去の作業に当たっては、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市と十分協議を行うものとする。

６　広告の掲載及び撤去の作業により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主の負担において当該公用車を原状回復するものとする。

７　広告の掲載期間中における交通事故等による広告の破損、汚損若しくは滅失については、市が経費を負担し、第７条の広告の原稿により修復するものとする。

　（広告掲載料の納付）

第10条　広告主は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに、広告掲載料を一括して納入するものとする。

　（広告内容等の変更）

第11条　広告主が広告の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に姶良市公用車有料広告掲載内容等変更申込書（様式第３号）に掲載しようとする広告の原稿（Ａ４及び電子データ）を添えて提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定する。

３　審査の結果は、姶良市公用車有料広告掲載内容等変更承認（不承認）通知書（様式第４号）により通知する。

４　広告内容の変更に係る費用については、広告主の負担とする。

　（広告内容等の変更指示）

第12条　前条の規定に関わらず、市長は広告内容等が規則第３条各号及び掲載基準第５条に該当又は掲載基準別表の基準を満たさない場合は、広告内容等の変更を指示することができる。

　（広告掲載の取消し）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

　⑴　指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

　⑵　前条の規定による広告内容等の変更指示に従わないとき。

　⑶　広告主が市の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

　⑷　広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

　⑸　広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

　⑹　市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

　（広告の取下げ）

第14条　広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

２　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、取り下げようとする日の10日前までに市長に対し、姶良市公用車有料広告掲載取下げ申出書（様式第５号）を提出しなければならない。

　（広告掲載料の返還）

第15条　既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載期間において、市の責めに帰する理由により広告が連続して７日以上掲載されなかったとき（公用車の保守、天災その他特別な事情を除く）は、その全部又は一部を返還する。

２　前項の規定により還付する掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割りにより計算して得た額（その額に１円未満の端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。

３　第13条第１項第２号の規定により広告掲載を取り消したとき又は前条第１項の規定により広告掲載を取り下げたときは、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

４　第１項及び第２項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

　（広告主の責務）

第16条　広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

３　第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（雑則）

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和３年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

　（準備行為）

２　第７条の規定による広告の掲載の申込み、第８条の規定による広告の掲載の決定及びこれらに関し必要な手続きその他の行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。